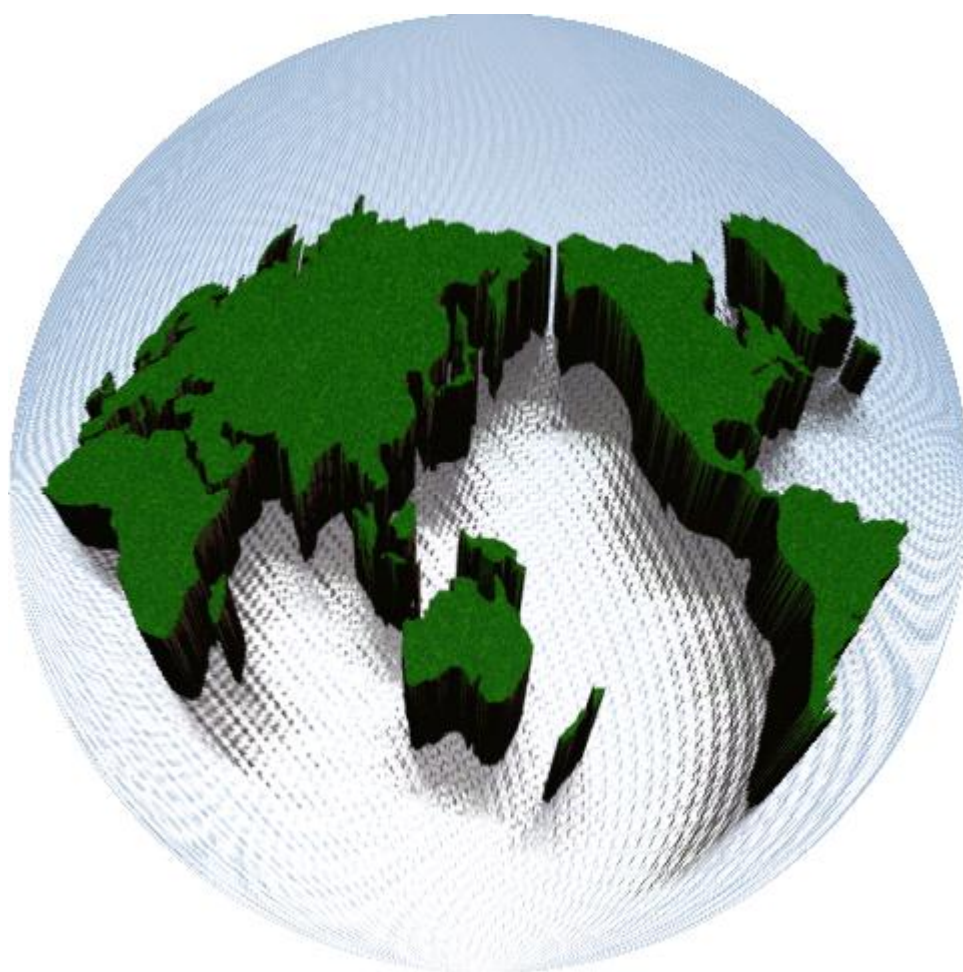


アンリツグループ グリーン調達ガイドライン



2015年 7月 第13版

アンリツグループ グリーン調達ガイドライン 目次

グリーン調達ガイドライン

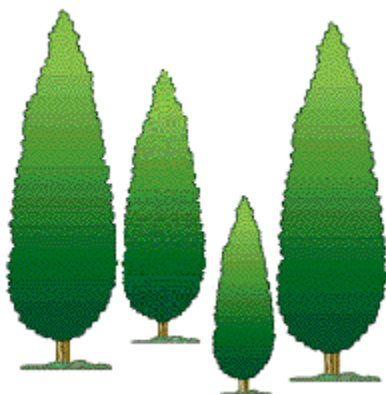
1. はじめに
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. 運用
 - 4.1 サプライヤの取組み
 - 4.2 製品アセスメントの実施と情報開示
 - 4.2.1 材料
 - 4.2.2 省資源
 - 4.2.3 分解の容易性
 - 4.2.4 表示
 - 4.2.5 省エネルギー
 - 4.2.6 梱包材
 - 4.2.7 廃棄処理の容易性
 - 4.3 リサイクル・廃棄方法
 - 4.4 生物多様性保全の配慮
5. サプライヤの環境取組み調査

—省エネルギー編—

1. 目的
2. 適用範囲
3. 省エネルギー要求の背景
4. 運用

—環境影響物質編—

1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. 環境影響物質の基準
5. 環境影響物質の指定
6. 環境影響物質の調査
7. 禁止物質の排除



グリーン調達ガイドライン

1. はじめに

アンリツグループ（以下、アンリツという。）は、環境に配慮した製品を造るために、使用する製品（部品、材料など）のグリーン調達を推進します。

このガイドラインは、グリーン調達に関するアンリツの基本的な考え方であり、アンリツとサプライヤとが継続して環境問題に取り組む一般的な項目を示しています。また、製品ごとの特性により異なる詳細な項目は、アンリツが別途定める仕様などで示します。

なお、このガイドラインは、社会状況の変化や新たな知見などによって必要に応じて改訂します。

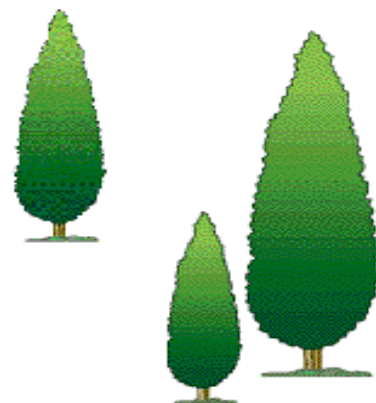
2. 適用範囲

このガイドラインは、アンリツが調達する製品（部品、材料など）およびその梱包材料について適用します。

3. 用語の定義

このガイドラインに用いる用語の定義は、「JIS Q 14001 (ISO 14001) 環境マネジメントシステム」のほか、次によります。

製品アセスメント：製品の設計段階において、製品が環境に与える影響を、部品・材料の調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理などの各段階で評価し、必要に応じて製品の設計変更を行い、環境に配慮した製品開発を推進することです。



4. 運用

4.1 サプライヤの取組み

サプライヤは、「JIS Q 14001 (ISO 14001) 環境マネジメントシステム」に準じて、環境マネジメントシステムの構築とその推進に向けて努力してください。

4.2 製品アセスメントの実施と情報開示

サプライヤは、製品アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めてください。製品アセスメントを実施する上で、考慮すべき主な項目を次に示します。また、これらの項目以外にも、環境に与える影響を改善する設計などを自主的に実施してください。

また、アンリツの要請により、情報を開示してください。

4.2.1 材料

1) 材料の統一

製品に使用する材料の種類は、可能な限り統一してください。

2) 材料の選定

製品に使用する材料を選定するときは、リサイクルが困難な複合材料などを可能な限り回避し、リサイクルが容易な材料を選定してください。

3) 環境影響物質

原則として、製品には、アンリツが指定した物質または国内外の法律で制限された化学物質や化合物を含有もしくは製造工程で使用しないでください。やむを得ずこれらを含有もしくは製造工程で使用する場合には、サプライヤはその環境影響物質の名称、含有量および含有箇所もしくは使用箇所および使用工程などを明確にするとともに、アンリツの要請により、漏洩防止の注意、製品からの分離、輸送、リサイクルおよび廃棄処理方法などを提示してください。

4.2.2 省資源

1) 再生材料の使用

製品に使用する材料は、可能な限り再生材料を使用してください。

2) 減量化

製品は、可能な限り減量化を図ってください。

4.2.3 分解の容易性

製品はできる限り、再使用可能な部品、再生可能な材料ごとに容易に分解できる構造としてください。

4.2.4 表示

製品および部品は、材料名を明記するなどして、リサイクルおよび最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を、容易に消えない方法で可能な限り表示してください。

4.2.5 省エネルギー

製品は、可能な限り低消費エネルギーにしてください。

4.2.6 梱包材

梱包材は、次に示す項目に可能な限り配慮してください。また、梱包材による環境に与える影響を改善するため、製品の構造（設計）にも配慮してください。

1) 構造

梱包材は、繰り返し使用可能な構造にしてください。

2) 材料

梱包材は、再生材料を使用するとともに、使用量を必要最小限にしてください。

3) 表示

梱包材は、容易に消えない方法で材料名を表示してください。

4.2.7 廃棄処理の容易性

製品（梱包材を含む。）が中間処理および最終処分されるときに、処理施設および施設の周辺環境などに可能な限り影響を与えないように配慮して製品を設計してください。

4.3 リサイクル・廃棄方法

サプライヤは、製品のリサイクル・廃棄方法などについて手順を作成し、アンリツの要請により、その手順を説明してください。

（例）

- ・ マテリアルリサイクル方法
- ・ サーマルリカバリー（サーマルリサイクル）方法
- ・ 最終処分方法

4.4 生物多様性保全の配慮

生物多様性保全を推進するためには、サプライチェーンとの連携・協働が不可欠です。サプライヤは、原材料の調達、設計・製造、供給に至る製品のライフサイクル全体において、生物多様性保全に配慮した活動をお願いします。

5. サプライヤの環境取組み調査

グリーン調達を推進するために、サプライヤの環境取組みを、

- 1) 環境管理システムの構築
- 2) 製品アセスメントの実施
- 3) 製品含有化学物質管理の実施

の項目で調査させていただきます。

※ ご提供いただいた情報の機密については、十分配慮します。

グリーン調達ガイドライン ー省エネルギー編ー

1. 目的

地球温暖化対策に寄与すべく、アンリツが開発する製品の省エネルギー化（低消費電力）を推進するために有効な調達製品（部品、ユニットなど）を、積極的に採用することを目的とします。

2. 適用範囲

アンリツが調達する製品（部品、ユニットなど）に適用します。

3. 省エネルギー要求の背景

アンリツは、省エネルギーが製品の競争力として重要な要素であると認識し、製品の消費電力削減目標を設定しました。これを実現するためには、新製品の消費電力を大幅に低減する施策が必要になります。

具体的には、製品を構成している回路の低電圧化や高集積化および不使用機能回路のスリープ動作などをハードウェアとソフトウェアの両面から取り組みます。さらに、省エネルギー技術の開発・調査や手法を導入するとともに、低消費電力や高効率な部品を積極的に採用していきます。

4. 運用

サプライヤは、製品（部品、ユニットなど）の省エネルギー性能を向上させてください。また、省エネルギー回路構成用部品やエネルギー消費効率を向上させる手法の提案を行ってください。

1) 省エネルギー製品（部品、ユニットなど）

- ・ 動作時や待機時の消費電力を低減した部品
- ・ 低電圧動作の部品や変換効率を向上した部品
（例）低電圧LSI、高効率電源など
- ・ 周辺回路機能を一体化したワンチップ部品
（例）メモリ、入出力ポート、A/D変換器などを内蔵したCPU、対数増幅器内蔵の周波数変換器（ミキサ）など
- ・ 付加部品であるが、回路ブロックや装置の低消費電力がはかれる部品
（例）待機電力削減専用部品など

2) エネルギー消費効率の向上手法の提案

アンリツが開発する製品の省エネルギー化を実現するため、調達した製品（部品、ユニットなど）のエネルギー消費効率を向上させる設計手法を提案してください。

（例）パルス電圧振幅波形制御（PAM方式）によるモーター制御

なお、サプライヤは、地球温暖化対策の主旨に則り、その製造工程における省エネルギー化にも配慮してください。

（参考）提案については「アンリツパートナーQU提案制度」もご検討ください。

グリーン調達ガイドライン —環境影響物質編—

1. 目的

アンリツが製品を造るために、その構成要素となる製品に含有する環境影響物質およびその製造工程で使用する環境影響物質を規制することを目的とします。

2. 適用範囲

アンリツが調達する製品（部品，ユニット，材料，梱包材）およびそれらの製造工程で使用される物質に適用します。

3. 用語の定義

- 1) 環境影響物質 : 人間の生命と健康および地球環境に負荷を与える物質で、このガイドラインに定めるものです。
- 2) 製品への含有 : 製品の構成成分として含まれていることをいいます。
- 3) 製造工程での使用 : 製品の構成成分としては含まれないが、性能、機能を満たすために製品の製造工程で、意図して使うことをいいます。
- 4) 含有禁止物質 : 製品への含有を禁止する物質です。
- 5) 条件付含有禁止物質 : 製品への含有を禁止すべき物質で、法律での禁止時期、含有条件など非適用の条件がある物質です。
- 6) 含有管理物質 : 製品への含有状況（含有量、含有箇所など）を管理する必要がある物質です。
- 7) 使用禁止物質 : 製品への含有の有無にかかわらず、製造工程において使用を禁止する物質です。
- 8) 使用抑制物質 : 製品への含有の有無にかかわらず製造工程において極力使用しない、あるいは使用を抑制するよう努力すべき物質であり、使用している場合にはその使用状況（使用部位、使用工程など）も管理する必要がある物質です。

4. 環境影響物質の基準

環境影響物質は、表1, 2に示す法令等をもとに、含有禁止, 条件付含有禁止, 含有管理, 使用禁止, 使用抑制に分類します。なお、製品への含有を規制する環境影響物質は、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）が導入したJIG（ジョイント・インダストリー・ガイドライン）の物質を基本とします。

表1 環境影響物質の基準（製品への含有）

物質の分類	物質群名	環境影響物質の主な法令 *1
含有禁止物質	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	欧州RoHS指令
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	欧州RoHS指令
	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替物質	REACH規則 (Annex XVII), 化審法 (第一種特定化学物質)
	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	REACH規則 (Annex XVII)
	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	化審法 (第一種特定化学物質)
	短鎖型塩化パラフィン (炭素数 10~13)	REACH規則 (Annex XVII), REACH規則 (SVHC)
	トリブチルスズ=オキシド (TBT0)	REACH規則 (SVHC), 化審法 (第一種特定化学物質)
	三置換有機スズ化合物	REACH規則 (Annex XVII), 化審法 (第二種特定化学物質)
	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	EU委員会規則No 757/2010, 化審法 (第一種特定化学物質)
	アスベスト類	REACH規則 (Annex XVII)
	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	REACH規則 (Annex XVII)
	オゾン層破壊物質	オゾン層保護法, EU規則No 1005/2009
	放射性物質	原子炉等規制法
	ホルムアルデヒド	カリフォルニア州CARB規則, オーストリア BGB I 1990/194 (ホルムアルデヒド規制)
	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール -2-イル) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法 (第一種特定化学物質)
	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) (DMF)	欧州委員会決定2009/251/EC
	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) (全ての主要ジアステレオ異性体を含む)	化審法 (第一種特定化学物質)
条件付含有禁止物質	カドミウム/カドミウム化合物	欧州RoHS指令, 欧州包装指令, 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009, 韓国安全管理法
	六価クロム化合物	欧州RoHS指令, 欧州包装指令
	鉛/鉛化合物	欧州RoHS指令, 欧州包装指令, 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009
	水銀/水銀化合物	欧州RoHS指令, 欧州包装指令, 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009, 韓国安全管理法
	塩化コバルト	REACH規則 (SVHC)
	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6)	EU規則No842/2006
	ジブチルスズ化合物 (DBT)	REACH規則 (Annex XVII)
	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	REACH規則 (Annex XVII)
含有管理物質		その他のJGPSSI物質群 およびREACH規則 (SVHC)

表2 環境影響物質の基準（製造工程での使用）

物質の分類	環境影響物質の基準	
	法令等 *1	法規制物質の特定
使用禁止物質	オゾン層保護法	第2条に規定されている物質のうち、議定書付属書A（グループⅠ，Ⅱ），B（グループⅠ，Ⅱ，Ⅲ），C（グループⅡ，Ⅲ），E（グループⅠ）に属する物質
使用抑制物質	オゾン層保護法	第2条に規定されている物質のうち、議定書付属書C（グループⅠ）に属する物質
	廃掃法	特定有害産業廃棄物
	水濁法	法第14条の三に規定される有害物質
	温暖化対策推進法	第2条第3項に定める物質

*1：法令等の名称

欧州RoHS指令	: 電子電気機器への有害物質の使用制限に関するEU指令2011/65/EU指令(2011年)を対象
REACH規則	: EUの化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則 ・ Annex XVIIはそのうちの制限物質リスト ・ SVHCは高懸念物質（Substance Very High Concern）の略で含有情報の提供等が必要となる物質
化審法	: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
No 757/2010	: EUの残留性有機汚染物質に関する規則の改正委員会規則
オゾン層保護法	: 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
No 1005/2009	: EUのオゾン層を減少させる物質に関する理事会規則
原子炉等規制法	: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
カリフォルニア州CARB規則	: 米国カリフォルニア州の“合板製品からのホルムアルデヒド排出規則”
2009/251/EC	: EUのDMF含有製品の上市禁止に関する委員会決定
欧州包装指令	: 包装材および包装材廃棄物についてのEU指令（94/62/EEC）
欧州電池指令	: 電池および蓄電池に関するEU指令（2006/66/EC）
中国 GB-24427-2009	: 中国の電池中の水銀・カドミウム・鉛含有に関する規格
韓国安全管理法	: 韓国の品質管理および工業製品安全管理法
No842/2006	: EUのフッ素化温室効果ガスに関する理事会規則
JGPSSI	: グリーン調達調査共通化協議会（活動は、IEC/TC111の国内委員会の分科会の国内VT62474に移行）
JIG	: ジョイント・インダストリー・ガイドライン 電気・電子機器製品の含有化学物質情報開示に関するガイドライン
廃掃法	: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
水濁法	: 水質汚濁防止法
温暖化対策推進法	: 地球温暖化対策の推進に関する法律

5. 環境影響物質の指定

製品への含有を規制する物質として、含有禁止物質、条件付含有禁止物質および含有管理物質に分類し、各々表3～5に示す物質（または物質群）を対象物質とします。また、製造工程での使用を規制する物質として、使用禁止物質と使用抑制物質に分類し、各々表6、7に示す物質（または物質群）を対象物質とします。

表3 含有禁止物質一覧表

No	物質または物質群名	閾値	適用範囲
1	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	均質材料の1000ppm	すべて
2	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	意図的添加または均質材料の1000ppm	すべて
3	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) および特定代替物質	意図的添加	すべて
4	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	均質材料の50ppm	すべて
5	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	意図的添加	すべて
6	短鎖型塩化パラフィン(炭素数10～13)	意図的添加	すべて
7	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	意図的添加	すべて
8	三置換有機スズ化合物	意図的添加または納入製品の重量におけるスズ元素の含有率1000ppm	すべて
9	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	・意図的添加または均質材料の1000ppm ・繊維またはその他の被覆された材料については被覆材の1 μ g/m ² 以上	すべて
10	アスベスト類	意図的添加	すべて
11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料(特定アミンを発生するもの) *2	意図的添加または織物/皮革製品の30ppm(織物/皮革の使用部位)	織物/皮革製品(部品)
12	オゾン層破壊物質 *3	意図的添加	すべて
13	放射性物質	意図的添加	すべて
14	ホルムアルデヒド	・複合木材は意図的添加 ・織物製品は75ppm	複合木材製品/織物(部品)
15	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加	すべて
16	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)(DMF)	納入製品の重量の0.1ppm	すべて
17	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)(全ての主要ジアステレオ異性体を含む)	意図的添加	すべて

*2: アゾ染料・顔料は、直接かつ長時間、皮膚に接触する部分で特定アミンを形成する可能性があるものを対象とします。特定アミンの詳細な物質名は、JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)が導入したJIG(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)に準拠します。

*3: オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書で対象とされているCFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、HCFC、ブromoklorometan、臭化メチルの8物質(または物質群)、およびハロン-1202、臭化エチル、1-ブromopropan、トリフルオロイオドメタン、クロロメタン。

表 4 条件付含有禁止物質一覧表

No	物質または物質群名		閾値	適用範囲
1	カドミウム／カドミウム化合物	*4	均質材料の100ppm	除外対象項目(*5)を除くすべて
2	六価クロム化合物	*4	均質材料の1000ppm	除外対象項目(*5)を除くすべて
3	鉛／鉛化合物	*4	均質材料の1000ppm	除外対象項目(*5)を除くすべて
4	水銀／その化合物	*4	意図的添加または均質材料の1000ppm	除外対象項目(*5)を除くすべて
5	塩化コバルト		意図的添加	乾燥剤中のインジケータ
6	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6)		意図的添加	EU規則No842/2006のAnnex IIの用途
7	ジブチルスズ化合物 (DBT)	*6	納入製品の重量におけるスズ元素の含有率1000ppm	すべて
8	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	*6	納入製品の重量におけるスズ元素の含有率1000ppm	・皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品(部品) ・2液性室温硬化モールドディングキット

*4 : アンリツ製品に使用する包装材の閾値は、水銀、カドミウム、鉛、六価クロムの4重金属総量で、100ppm以下とします。

*5 : 欧州RoHS指令、2006/66/EC等による除外対象や閾値などの詳細は、「環境影響物質に関する解説書」(管理番号: JE-P1AB05017)によります。

*6 : No7, 8の物質は、2012年1月からEUでの製品使用が禁止されています。除外対象の詳細は、「環境影響物質に関する解説書」(管理番号: JE-P1AB05017)によります。

表5 含有管理物質一覧表

No.	物質または物質群名	報告レベル	適用範囲
1	ニッケル	意図的添加	長時間皮膚に接する場合
2	酸化ベリリウム	納入製品の重量の1000ppm	すべて
3	臭素系難燃剤 (表1のNo.1, 2および HBCDDを除く)	・プラスチック材料の臭素の含有合計重量の1000ppm ・プリント板の臭素の含有合計重量の900ppm	・プラスチック ・プリント板
4	塩素系難燃剤	・プラスチック材料の塩素の含有合計重量の1000ppm ・プリント板の塩素の含有合計重量の900ppm	・プラスチック ・プリント板
5	過塩素酸塩	納入製品の重量の0.006ppm	すべて
6	ポリ塩化ビニル(PVC) およびPVC コポリマー	プラスチック材料の塩素の含有合計重量の1000ppm	プラスチック材料。ただし、プリント板を除く。
7	フタル酸エステル類グループ 1 (BBP, DBP, DEHP) *7	可塑化した材料重量の1000ppm	すべて
8	フタル酸エステル類グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP) *7	可塑化した材料重量の1000ppm,	すべて
9	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	意図的添加	すべて
10	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	意図的添加	すべて
11	REACH規則のSVHC *8	納入製品の重量の1000ppm	すべて

*7 : No. 7, 8の閾値は、それぞれの三物質の含有量の合計値が1000ppm

*8 : No. 11のSVHCについては、「環境影響物質に関する解説書」(管理番号: JE-P1AB05017)によります。

表6 使用禁止物質一覧表

No.	物質（または物質群）名	基準
1	CFC(クロロフルオロカーボン)	オゾン層保護法
2	ハロン	オゾン層保護法
3	四塩化炭素	オゾン層保護法
4	1, 1, 1-トリクロロエタン	オゾン層保護法
5	HBFC(ハイドロブロモフルオロカーボン)	オゾン層保護法
6	ブロモクロロメタン	オゾン層保護法
7	臭化メチル	オゾン層保護法

表7 使用抑制物質一覧表

No.	物質（または物質群）名	基準
1	HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン) *9	オゾン層保護法
2	トリクロロエチレン(トリクレン) *9	廃掃法, 水濁法
3	テトラクロロエチレン(パークレン) *9	廃掃法, 水濁法
4	ジクロロメタン(塩化メチレン) *9	廃掃法, 水濁法
5	HFC(ハイドロフルオロカーボン) *9	温暖化対策推進法
6	PFC(パーフルオロカーボン) *9	温暖化対策推進法
7	SF6(六フッ化硫黄) *9	温暖化対策推進法

*9：表7の物質は、アンリツおよび製造委託先のみに適用します。

6. 環境影響物質の調査

納入していただく製品につきましては、環境影響物質の調査をさせていただきます。調査物質は、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）が導入したJIG（ジョイント・インダストリー・ガイドライン）の物質に準拠します。

また、同協議会が定めた調査回答フォーマットを使用します。なおJGPSSIの活動は、IEC/TC111国内委員会の分科会の国内VT62474に引き継がれています。

調査回答フォーマットの情報は、
国内VT62474のホームページ（<http://www.vt62474.jp/>）に掲載されております。

7. 禁止物質の排除

アンリツが調達する製品において、図面、仕様書あるいはその他の文書で環境影響物質に関する記載（例：「RoHS対応」）がある製品は、含有禁止物質（表3）、条件付含有禁止物質（表4）の含有を禁止といたします。

環境影響物質の詳細については、「環境影響物質に関する解説書」（管理番号：JE-P1AB05017）によります。

改訂履歴

初版	1999年6月	
第2版	2003年9月	
第3版	2005年3月	
第4版	2006年4月	
第5版	2008年2月	
第6版	2008年11月	
第7版	2011年5月	
第8版	2011年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・表3, 4の閾値の誤記訂正。 ・表4の*5, スズ化合物の含有禁止を削除, 解説書に詳細を記載。 ・その他誤記訂正。
第9版	2012年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・表3, 4, 5の閾値, 報告レベルの分母となる“部品”, “材料”は“納入製品の重量”に表現を統一した。
第10版	2012年10月	<p>JGPSSIツールのVer4.2移行に伴い, 修正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表1の法的基準を見直した。 ・表3のNo. 2, No. 4, No. 8, No. 9, No11, 表4のNo. 7, No. 8の閾値をJGPSSIに合わせ修正した。オゾン層破壊物質は, EU規則No 1005/2009の物質を追加した。 ・表5に塩素系難燃剤を追加, ポリ塩化ビニル(PVC)は“ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC コポリマー”に修正した。No. 3は閾値を修正した。No. 6の閾値, 適用範囲を修正した。 ・表6の使用禁止物質はサプライヤへの要求事項とし, 表7の使用抑制物質は従来通りアンリツおよび製造委託先のみを対象とした。
第11版	2013年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・表4のNO. 1~4の「適用範囲」について、“除外対象項目を除く”ことを明記した。
第12版	2014年9月	<p>JGPSSIツールのVer4.31移行に伴い, 修正を行った。また化審法の改正に伴い, 含有禁止物質を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表1, 表3の含有禁止物質にヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)を追加した。 ・表5の含有管理物質にフタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)を追加した。 ・JGPSSI解散に伴い, 活動を引き継いでいる国内VT62474の追記およびホームページの変更を実施した。
第13版	2015年7月	お問い合わせ先を変更した。

管理番号 : JT-B8AB01066

お問い合わせ先 :

アンリツ株式会社

<http://www.anritsu.com/>

資材調達本部 グローバル資材部 CSR調達推進チーム

TEL. 046-296-6550 FAX. 046-225-8359

環境・品質推進部 環境推進チーム TEL. 046-296-6503 FAX. 046-225-8301

